

広島県告示第四十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

長崎病院	名 称	広島市西区横川新町三番 一一号	所 在 地	令和五年一月二九日	効力を有する期限	更新	備 考
------	-----	--------------------	-------	-----------	----------	----	-----